

相談窓口



神奈川県では、神奈川県弁護士会と連携して、本邦外出身者に対する差別的な言動(ヘイトスピーチ)で悩んでいる方々を対象とした、弁護士による専門相談会を行っています。専門相談の実施により、ヘイトスピーチに苦しむ方々に対する法律上の支援や悩みの緩和を図り、相談される方々の人権問題の解決を目指します。また、インターネット上で誹謗中傷を受けた方向けの専門相談窓口も設置しています。

ヘイトスピーチ専門相談

(1)相談概要

御予約は随時受け付けています。

県が相談を希望する方と弁護士の都合をお聞きし調整して、指定の日時、場所でご相談いただきます。1回1時間程度のご相談となります。

(2)対象

日常生活やインターネット上での不当な差別的言動で、誹謗中傷を受けた県内に居住する外国籍県民及び集団等(外国につながるある日本国籍県民を含みます。)

(3)相談対応者

神奈川県弁護士会所属弁護士

(4)相談料

無料



インターネット上の誹謗中傷専門相談

(1)相談日

毎月1回、予約制で1組1時間程度の御相談となります。場所は横浜市内です。

(2)対象

インターネット上の誹謗中傷を受けた県内在住者(特定個人・集団に対する内容に限ります)。

(3)相談対応者

神奈川県弁護士会所属弁護士

(4)相談料

無料



お問合せ・
申し込みはこちら



045-210-3637

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)8時30分~17時



神奈川県

福祉子どもみらい局共生推進本部室
横浜市中区日本大通1 〒231-8588
電話(045)210-3637 FAX(045)210-8832

ヘイトスピーチで
傷ついている人が
います

STOP! HATE SPEECH



人権イメージキャラクター
「人KENまもる君」

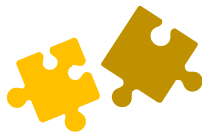


人権イメージキャラクター
「人KENあゆみちゃん」

国籍・文化・民族等の違いを越えて、
お互いの人権を大切にしよう社会を
共に築きましょう。

神奈川県・神奈川県人権啓発活動ネットワーク協議会

ヘイトスピーチとは？



特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

たとえば・・・

- 1 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの
- 2 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの
- 3 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの

法務省ホームページ「ヘイトスピーチ、許さない。」(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)より

ヘイトスピーチを見かけたら



近年、インターネット上の掲示板等で行われるヘイトスピーチが問題となっています。インターネットの掲示板等で、誹謗中傷や、差別的書き込みなどの人権侵害を受けたり、発見した場合には、それらのサービスを運営している会社へ通報することができます。この場合には、各サイトの通報システムを利用するか、証拠として保存した掲示板等の内容を添付して、掲示板の管理人やプロバイダ等にメール等で連絡してください。



神奈川県 の取組み



神奈川県では、ヘイトスピーチがあってはならないことを皆さまに御理解いただき、かつ、他人事ではなく自分自身の問題として捉えていただけるよう、ヘイトスピーチに焦点を当てた活動を行っています。

- 湘南ベルマーレホームゲーム開催時における啓発活動
- インターネット上の差別的な書き込みについてのモニタリング事業
- 学校教育と社会教育の指導資料・学習教材「人権教育ハンドブック」を作成し提供



湘南ベルマーレホームゲーム開催時における啓発活動
(令和4年10月)



川崎駅街頭ビジョンにおける啓発活動
(令和4年1月)



人権イメージキャラクター
「KENあゆみちゃん」

どんな法律があるの？

ヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっていたことを受けて、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が成立し、平成28年6月3日に施行されました。

平成二十八年法律第六十八号 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(前文)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

法務局 の取組み

- ポスター・リーフレット・啓発冊子等による啓発活動
- スポット映像による啓発活動
- 啓発動画(法務省YouTubeチャンネル)
- 関係省庁・地方公共団体と連携した取組み
- ヘイトスピーチ・外国人の差別に関する実態調査



人権啓発スポット動画「ヘイトスピーチ、許さない」
(YouTubeより)



人権イメージキャラクター
「KENまる君」